

平成 27 年第 2 回定例会文教福祉委員会会議録

平成 27 年 6 月 23 日 (火)
10 時 00 分～12 時 21 分
第 1 委員会室

出席者氏名

委員長	糸 賀 淳	副委員長	札 野 章 俊
委員	伊 藤 悦 子	委員	久米原 孝 子
委員	油 原 信 義	委員	後 藤 敦 志
委員	杉 野 五 郎	委員	大 野 誠 一 郎

執行部説明者

教 育 長	藤 後 茂 男	健康福祉部長	龍 崎 隆
教育部長	荒 井 久仁夫	保険年金課長	吉 田 宜 浩
健康増進課長	宮 田 研 二	社会福祉課長	渡 邊 正 一
こども課長	矢 口 とし子	高齢福祉課長	本 谷 壽 一
教育総務課長	足 立 裕	生涯学習課長	黒 田 智恵子
スポーツ推進課長	北 澤 昌 雄	指導課長	小 貫 孝 浩
学校給食センター所長	大和田 英 嗣	教育センター所長	辻 井 浩 一
社会福祉課長補佐 (書記)	藤ヶ崎 聡		

事 務 局

総務G主査 仲 村 真 一 総務G副主査 塚 本 裕 紀

議 題

- 議案第 2 号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について
議案第 5 号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 平成 27 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 号) の所管事項
議案第 9 号 平成 27 年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 9 号)) の所管事項
報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号))
請願第 4 号 龍ヶ崎市内中学校のエレベーター設置計画策定に関する請願
請願第 5 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願

糸賀委員長

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号の所管事項、議案第9号、報告第3号の所管事項、報告第4号、平成27年請願第4号、平成27年請願第5号の9案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、議案第2号 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例につきましてご説明をさせていただきます。

第1条でございます。趣旨といたしまして、この条例は、がん検診等の受診を促進し、疾病やがんの早期発見を図るとともに正しい健康意識を普及させるため、平成27年度において特定の年齢に達した方及び過去に無料検診の対象となった方で未受診者の方に対しまして、改めてがん検診等に係る費用を無料にするということで、龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例を定めるものでございます。

第2条に、この条例により特例措置、検診費が無料となると。対象者を各項で規定をしております。

まず第1項でございます。3ページの表になりますけれども、27年度に新たに対象の年齢となる方を規定しております。順にご説明いたします。

子宮頸がん検診につきましては、今年度21歳になる方で、対象者が428人でございます。

次の健康診査につきましては、今年度から35歳から39歳までの健康診査を新規事業として実施をいたします。今年度35歳になる方につきまして無料にしようというものでございます。対象者884人でございます。

3段目、乳がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診につきましては、今年度41歳になる方が対象です。対象者は、乳がんが619人、胃がんと大腸がんがそれぞれ1,215人ということです。

4段目、大腸がん検診でございますが、この段では、今年度46歳、51歳、56歳、61歳になる方、対象者が4,389人でございます。この方について、第1項の表では対象とするということで規定をしております。

第2項でございます。第2項につきましては、平成25年度に無料クーポン券による検診費用の無料の対象となった方で、まだ実施していない未受診者の方について、27年度、再度検診の無料の対象とするというものでございます。

4ページをおあげいただきます。

上の表がその対象の規定でございます。子宮頸がん検診につきましては、順に、今年度23歳、28歳、33歳、38歳になる方で、対象者が1,272人でございます。

次の乳がん検診につきましては、今年度43歳、48歳、53歳、58歳になる方が対象で1,556人対象者の数となっております。

次に、第3項でございます。第3項につきましては、平成22年度から平成26年度までの間で市が実施した当該検診の未受診者の方につきまして、表に該当する年齢の方につきまして、検診費用を無料としようとするものでございます。

まず上の子宮頸がん検診につきましては、今年度26歳、31歳、36歳、41歳になる方、

対象者が1,239人でございます。

乳がん検診につきましては、46歳、51歳、56歳、61歳になる方で、対象者1,490人でございます。

続きまして、第3条につきましては、必要事項について、規則のほうへ委任をするという規定でございます。

そして、附則でございますけれども、この条例につきましては、平成27年4月1日から適用するという。そして第2項でございます、この条例につきましては、特例措置として平成27年度のみということで、来年、平成28年3月31日、年度末をもって失効するという規定でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

せっかくの検診率がなかなか上がらないというところもあったんでしょうけれども、無料検診なんで、この検診率を上げるための施策があったら教えてください。

宮田健康増進課長

今、伊藤委員からお話がありましたように、検診率、龍ヶ崎市の場合、かなり低いものですから、その検診率を上げるという意味で行っております。国のほうの推進事業のほうで対象になっている事業がほとんどでございますが、龍ヶ崎市独自で行っているものが2条の第1項の2段目ですね、健康診査、こちら、35歳から39歳の方の健康診査について、龍ヶ崎市、本年度から市独自ということで、特定健診が40歳から始まりますので、その前段階として、35歳の方から、やはり医療費の傾向を見ておりますと、生活習慣病の兆しが見えてきておりますので、早目に検診を受けていただいて、早期発見、早期治療という形で行ってまいりたいもので、今年度から取り入れました。

あと、この3段目になりますが、この乳がん検診、胃がん検診、大腸がん検診の項目の中で胃がん検診につきましては、やはり龍ヶ崎市独自で行ってまいりたいと思います。やはり最近、胃がんにつきましては、結構患者さんが増えておりますので、40歳の方については検診のきっかけとなるように無料で行っていただくような形で、今年度から取り入れてまいりたいと考えております。

伊藤委員

すみません。検診率が低いからといって無料でやるということなんですけれども、だから、個人宛てにしつこくいかがですかみたいな、そういうような検診を促せるようなことも計画しているのかなと思って伺いました。

宮田健康増進課長

健康診査につきましては、対象者の方全員に受診券を発行しておりまして、それで、実際きょうからですね、検診のほう、保健センターで始まりました。それで受けていただけない方につきましては、毎年勧奨通知を年2回くらいは行っているんですが、今年もそれに加えて、やはり受診率が低いものですから、地域コミュニティ協議会ですか、立ち上がっているところにつきましては、そちらの役員さんとかにもご協力いただけるように、5月にはその役員さんと区長さんの行政事務説明会、文化会館でありましたので、そこでも健康増進課、保健センターと保険年金課のほうでご協力のほうをお願いに上がりました。あと、センター長会議のほうでもご説明させていただいて、あとは個別の地域についても、

検診前に役員さんということで、この間の日曜日ですね、大宮地区の役員会がありましたので、そこでも役員の皆様に、ご近所の方にもお声がけをお願いしたいということで、私と吉田課長と出向いて、ご協力のほうを依頼してまいりました。

今年度も今までに引き続き、りゅうほ一とか市のホームページとかでも周知のほうを図って、今まで以上に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

大野委員

この受診率につきましては、一般質問で何とか上げる方法がないものかというようなこととお話ししたかと思うんですが、その中で受診率の高い市町村、どういったことを行っているのか、ぜひ調べるようにというか、勉強していただきたいこととお話ししましたけれども、それについての何か、そういったものを勉強してさらに新たな方法というものがあったものでしょうか。

宮田健康増進課長

大野委員には、昨年度の議会の一般質問でもご質問いただいております、先進地のほうを研究のほうをしてまいりますということをお答えさせていただいているかと思えます。それで、保険年金課のほうで、受診率の高い県北のほうで、常陸大宮市と城里町ですか、そちらのほうの取り組みの状況を実際お伺いして、聞いてまいりました。それで取り入れられるところがあるかと。あと、今年度になってから牛久市ですね、牛久市も龍ヶ崎市より高いもので、私と、あと吉田課長とで牛久市役所を訪れまして、実際の取り組みですね。人口規模も同じですし、隣の市ですので、どのような感じでやっているのかということで、そのノウハウ的なものを聞いてまいりました。

具体的に申し上げますと、龍ヶ崎市の場合は保健センターのほかにコミュニティセンターでも13地区で14回検診を行っておりますが、どこでも皆さん受けられますよというような形で龍ヶ崎市のほうでは行っているんですが、牛久市のほうをお伺いしたところ、ある程度、地区のコミュニティセンターとかあれば近いので、もうここで、いついつはここで受けてくださいというようなある程度指定をして、それでどうしても都合が悪いときはほかの会場でも受けられますよというようなこともやっているということで、それは、やはり私なんかもそうなんですが、いつでも受けられるということ、いつでも大丈夫かといって、最後まで受けそびれてしまう。ある程度、この日に受けてくださいと指定して、それで受けられない、都合の悪い方は変更できますよというような形でいったほうがもっと受けようかなという意識も出てくるのかなというところもあるのかなと考えております。

大野委員

つまるところは意識の問題かと思うんですよね。こういったがん検診も早期発見、早期治療ということでもって、それからまた通常の特健診の場合には、やはり本人の健康管理の一つとして、こういったものを受けるということが非常に大事なわけですから。それが非常に龍ヶ崎では受診率が低いと。そしてまたこういった無料の形にしても、この間の質疑の中で、受診の総定数的なことを伺っていただきましたけれども、その答えも正直いって低いように私は思いました。たしか2割ぐらいだとかいうふうに私は聞いていたんですが、違ったかな。非常に少なかったですよ、いずれにしても

ですから、こういった措置をしても、予算的にはそれなりの金額を計上して、つまり想定数に合った予算を計上しているかと思うんですけれども、そういった非常に少ないということが想定されるという中で、やはり方策、いかに皆さん方の意識を高めるかということは大変なことかと思うんです。言うなれば、市側でこういったいろんな配慮をして、独自の施策をしてやっているにもかかわらず受診率が低いということですから。さらなる

受診率を向上させる方策をひとつお願いしたいと思います。

以上です。

杉野委員

先ほどのような説明の中で、催促するというお話がありましたが、市民の方でいわゆるホームドクターなり、あるいは市内、市外かかわらず定期的に受診されている方で、もう既にやっちゃっていますよというような方も結構いらっしゃるのかなと。だから、その辺の統計もとる必要があるのかなと思いましたので、それだけ一言、お願いします。

後藤委員

私のほうから1点だけ、4ページの付則のところでお聞きしたいんですが、今回特例条例ということもあって、適用は平成27年度だけということでございます。今年度だけの適用となった今回の特例条例、なぜ今年度だけなのかという点を1点と、28年度以降、こういった取り組み、大変重要だと思いますので、お考えとしてどういった、継続していくのか、結果次第だと思うんですけども、28年度以降、お考えがあればお話をお聞かせください。

宮田健康増進課長

こちらにつきましては、今年度だけと申しますのは、国のほうのがん対策推進事業のほうですね、毎年毎年対象が変わってきておまして、昨年度よりも今年は1項目増えて、この2条の3項ですか、3項につきましては増えてきております。この第2項につきましては、国のほうの補正予算の事業で、これが国のほうで3月頃、この決まったもので、国の繰り越し事業で27年度が対象になっております。国としては、予算上は26年補正予算でございます。ただ、龍ヶ崎市としては27年度事業で行ってまいります。

第3項につきましては、国のほうの27年度事業でございますので、こちらにつきましては、国のほうの事業の状況に応じて毎年変わってくるような形になっております。ただ、この第2条第1項のほうの第2段目の健康診査と第3段目の胃がん検診につきましては龍ヶ崎市独自のものですから、今後もしましたらば、来年度も引き続き無料で、この35歳の健康診査と41歳の胃がん検診とかは行っていければと考えております。

糸賀委員長

ほかにございませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長

それでは、議案書のほうが22ページになります。新旧対照表のほうが13ページになりま

す。よろしく申し上げます。

議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず改正の理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月1日施行されたことから、改正するものでございまして、国民健康保険税について負担の適正化を図る趣旨でございます。

内容につきましてご説明をいたします。

内容につきましては、3点ほどございます。

1点目が課税限度額の引き上げということでございます。新旧対照表の13ページをご覧くださいと思います。

ご承知のとおり、国保税につきましては、医療分と後期高齢者支援金分、そして介護納付金という3種類でなっておりますけれども、この3つそれぞれにつきまして限度額を引き上げるというものでございます。

13ページの第2条第2項をご覧くださいますと、51万円から52万円に基礎課税額、これは医療分でございます。これが1万円の引き上げとなります。

その下、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額でございまして、16万円のところが17万円に1万円の引き上げと。

その下、第4項でございますけれども、介護納付金課税額につきまして、14万円から16万円に2万円引き上げということで、トータルしますと限度額が85万円、前年度より4万円の引き上げということになります。

次に、2点目でございまして、低所得世帯の保険税負担の軽減措置の拡大でございます。これにつきましては、新旧対照表の14ページをごらんいただきたいと思っております。

第21条で規定しております。(1)、あるかと思っております。これにつきましては7割軽減の対象となる規定でございますが、これについては現行どおりということで、(2)第2号でございますけれども、これは5割軽減対象の規定でございます。被保険者1人当たりの加算の基本額、これが24万5,000円のところが26万円に引き上げると。そして(3)第3号でございます。2割軽減対象の規定の部分でございますけれども、被保険者1人当たりの加算基本額、これは45万円のところが47万円に引き上げるということで、所得世帯の軽減措置の拡大を図るものでございます。

3つ目が新旧対照表の26条でございます。国民健康保険税の減免申請の期限でございます。納期限前7日となっていたところを納期限ということで、7日間延ばすということでございます。納税者の利便性の向上を図るということで、この後、介護保険のほうもございまして、それも同じような改正をしております。

次に、この改正による影響でございます。

まず課税限度額の引き上げによりまして、26年度ベースで試算をいたしますと、増税となる世帯、これが265世帯、調定額でいいますと529万5,300円の増という影響が想定されます。

次に、低所得者世帯の軽減措置の拡大による影響でございますけれども、これも26年度ベースでございますが、今まで軽減措置の対象外であった世帯のうち123世帯が2割軽減の対象になると。また、2割軽減の対象であった世帯が5割軽減の世帯になるとというのが89世帯想定しております。調定額といたしましては511万7,100円の減というふうに見込んでおります。

全体で見ますと若干のプラスということで、調定額17万8,200円の増というような試算となっております。

次に、議案書のほうの22ページのほうをちょっと見ていただきまして、付則でございます。付則の第1項につきましては、施行期日等でございますが、本年4月1日から適用すると。2項で経過措置ということで、今回の改正は平成27年度以後の保険税に適用し、平成26年度分までは従前の例によるとというのが第2項でございます。そして、第3項でございますけれども、平成25年に改正された龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例中、付則の中で、この「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるというこの部分につきまして、当時は施行期日が平成29年1月1日からとなっていたんですけれども、今回それを28年1月1日から施行と、こういうふうに変更するものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

最高限度額の4万円に上がる世帯が何世帯なのかということと、この増額によって一番世帯数でどこの部分の上がる金額のところ、4万円の人が全部が4万円、265世帯で上がるんじゃないと思うので、どこの値上げの部分が一番多い世帯なのかちょっとお聞きします。

それと2点目は、ここのところずっと限度額が上がっているんですけども、さかのぼって全て医療費、後期高齢者、それと介護の支援金のところで上がってきているんですけども、値上げのどのぐらいの幅が限度額が上がっているのかわかったら教えてください。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

まず増額幅、そして増額幅ごとの世帯数でございます。

1万円未満が30世帯、1万円以上2万円未満が43世帯、2万円以上3万円未満が149世帯、3万円以上4万円未満が9世帯、そして上限となります4万円が34世帯となっております。2万円以上3万円未満である149世帯の部分が増幅が多いところでございます。

続きましてお答えいたします。

限度額の推移でございます。平成23年のところから申し上げます。

平成23年度でございますが、平成23年、まず医療分につきまして、平成23年から平成26年度までが51万円、後期分でございます。平成23年、24年、25年が14万円、そして平成26年が16万円引き上がりました。介護分でございます。平成23、24、25年度12万円、そして平成26年度に14万円という形で引き上がりまして、昨年度は合計4万円引き上がりまして、そして今回、平成27年度でございますが、先ほど部長から説明がありまして、医療分で51万円から52万円の1万円、そして後期分としまして16万円から17万円の1万円、そして介護分として14万から16万円の2万円ということで、合計4万円という引き上げの状況でございます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採択といたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承

することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長

議案のほうで24ページ、新旧対照表が15ページでございます。

議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

まず改正の理由でございます。介護保険法施行令が平成27年4月10日に施行されたことに伴うものでございまして、内容としては、低所得者の介護保険料の軽減の強化を図るものでございます。

内容でございます。新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。

第2条のところに保険料率ということで規定がございまして、この中で(1)から(10)ということで、省略はされていますが、こういう形で規定をされております。これにつきましては、本年の第1回定例会で決定していただきました保険料、所得段階を10段階に設定しております。この所得段階ごとの保険料をここで規定しているわけですが、その中で最も所得段階の低い第1段階の保険料、年額で3万200円でございますが、これ年額2万7,100円に平成27年度及び28年度の各年度において、こういうふうに保険料を改正しようというものでございます。これを第2項のほうに追加をしております。

そしてもう1点のほうは、先ほど申し上げました新旧対照表の16ページを見ていただきまして、すみません、その前に、15ページの第9条ですね。第9条に保険料の減免という規定がございまして、そして、16ページの第11条には、利用者負担額の減免という条文がございまして、この両方につきまして、7日前という規定があるんですけども、これを撤廃をするという形でございます。

内容としてはこの2点でございます。

次に、保険料の軽減に伴います影響でございます。

これにつきましては、平成27年度ベースでいきまして、軽減の対象となる方につきましては2,986人、額にしまして925万6,600円の調定額の減を見込んでおります。また、この減に対しましては、国のほうで2分の1負担、県のほうで4分の1負担、そして市のほうで4分の1負担という負担割合になっております。

議案書のほう、24ページのほうに戻っていただきまして、付則でございますけれども、この条例については、公布の日から施行すると。そして第2項で経過措置といたしまして、今回の改正は平成27年度以後の年度分の保険料率に適用し、平成26年度分までは従前の例によるということでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

ちょっと確認したいんですけども、委員会ですので。結局もともとの保険料よりも、質疑の中で500円高くなるということなんですけれども、それでいいんでしょうか。ちょっと確認だけさせてください。要するに値上げの前の、今年度値上げする前の保険料より。

本谷高齢福祉課長

今回0.05下げて、年額で500円安くなるわけです。ですから、前期、以前は500円高いという状況です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

別がないようですので、採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長

それでは、議案第8号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項につきましてご説明をいたします。

まず別冊の6ページをお願いいたします。歳入のほうでございます。

箱の2つ目になろうかと思えます。県支出金でございます。番号8番、ひとり親家庭等学習応援事業費ということで、1,071万円掛ける10分の10ということになっております。この事業につきましては、ひとり親家庭のお子さんに1人1万円分の図書券をお配りしようという事業でございます。これの県の補助10分の10でございます。事業内容は歳出のほうでご説明をいたします。

荒井教育部長

続きまして、教育費でございます。

県の支出金、教育費委託金、教育総務費委託金でございます。この委託金につきましては、記載がございますように、学びの広場サポートプラン事業費として30万3,000円、スクールライフサポーター配置事業費の委託金として31万2,000円を計上しております。歳出のほうで改めてご説明をしたいと思います。学習充実支援事業につきましては、城ノ内中学校に配置する学びの広場サポーター1名への謝礼等、そしてスクールライフサポーター配置事業につきましては、龍ヶ崎小学校に配置をいたします不登校児等の支援を行うサポーター1名への謝礼等を計上しているところでございます。

歳入につきましては以上でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費ですか、中段になります。

介護保険事業特別会計繰出金、これにつきましては、介護保険の制度改正に伴うシステ

ム改修につきまして、介護保険の特別会計のほうに繰り出す分でございます。後ほど第9号のほうでご説明をいたします。

次に、その下でございます。

子ども・子育て支援事業、13委託料で、(仮称)駅前子供送迎ステーション改修工事実施設計ということでございます。これにつきましては、JR佐貫駅を利用し、通勤されている子育て世代の方などのためにJR佐貫駅東駅ロータリーに隣接します民間施設を活用しまして、送迎ステーションを開設しようとするものでございます。

内容につきましては、安全安心を担保する上で、床、壁、天井などの不燃材への張りかえ、また給湯設備の設置、空調設備の設置、あと、子供用トイレへの改修など、児童福祉法の保育施設に準じた施設になるよう改修するための設計の業務委託ということでございます。

続きまして、その下になります。

ひとり親家庭等学習応援事業でございます。

この事業につきましては、国の補正予算による交付金を活用する茨城県の事業でございます。事業の主体は市町村になります。

本事業の目的につきましては、子育て世帯の中のひとり親家庭等に対して図書カードを配布をいたしまして、子供の学習用の図書購入に係る経済的負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の児童の学習の機会を確保するというものでございます。

配布の対象でございますが、平成27年4月分の児童扶養手当を受給する世帯に属する児童、そして生活保護受給世帯の18歳未満の児童を対象としておりまして、対象世帯につきましては696世帯、人数にしまして1,071人につきまして、1人1万円分の図書カードを配布するという事業でございます。先ほど申し上げましたとおり、県のほうで10分の10の補助がございます。

続きまして、一番下になります。

成人保健事業でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

委託料、健康管理システム修正ということでございます。これにつきましては、健康管理システムの中の個人データに国の社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度により、新たに付番される個人番号を追加するためのシステム修正でございます。

荒井教育部長

続きまして、教育費です。

教育総務費のまず教育指導費です。学習充実支援事業でございますが、これはこの事業につきましては、学習充実指導非常勤講師、少人数指導、そしてチームティーチング指導講師です。この非常勤講師の小学校への派遣と小学校における学びの広場サポートプラン事業となります。

学びの広場サポートプラン事業につきましては、全小学校の4年生、5年生を対象に平成21年度から継続して行っております。今年度からは新たに中学校にも拡充されまして、中学校1年生、2年生を対象に年間を通じて15時間程度の補充指導を実施することとなったものです。当市におきましては、城ノ内中学校が該当することとなりまして、サポーター1名が夏休みに派遣されるところです。報償費につきましては、その城ノ内中に配置されるサポーターへの謝金でございます。役務費につきましては、そのサポーターの火災保険加入に要する費用でございます。

続きまして、その下でございます。

スクールライフサポーター配置事業でございます。

これにつきましては、龍ヶ崎市スクールライフサポーター配置事業実施要綱に基づいて児童の不登校状態の解消や不登校問題の未然防止を図ることを目的に、サポーター1名を龍ヶ崎小学校に配置するものでございます。欠席することが多い児童の学校や家庭での生

活の様子を確認したり、不登校状態にある児童への支援を行うことが主な職務となっております。報償費につきましては、龍ヶ崎小学校に配置されるサポーター1名への謝金でございます。需用費につきましては、これは消耗品です。役務費につきましては、サポーター1名の火災保険加入に要する費用でございます。

続きまして、その下でございます。

社会教育費のほうに移ります。

子供の居場所づくり事業でございます。これは、龍ヶ岡公園に大型遊具が設置されました、たつこのやま管理棟の利用者が大幅に増えたことによりまして、現在、NPO法人ディ・ベアに委託しております管理棟の指導員の増員でございます。土日の体制、今まで2人で行っていましたが、これを3人体制に増員したいということで計上しております。金額につきましては45万3,000円ということでございます。

歳出につきましては以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

伊藤委員

まず8ページの子ども・子育て支援事業、駅前送迎ステーションの改修工事のことなんですけれども、質疑でもちょっとあったんですけれども、運営はこれからだということなんですけれども、大体何人ぐらいの子供たちが利用するのかというようなことなんかはわかっているのでしょうか。あとまた早朝、夜の送迎ということなんですけれども、時間的なものはどんなことを考えているのかというのがわかったら、運営はこれからだと言いながらも考えているんでしょうから、あと、受け渡しの職員なんかについても、その辺の考えがあったらお聞かせください。

矢口こども課長

まず利用者、利用児童数でございますが、希望等とはっておりませんが、20人程度の利用を想定しております。

それと時間、遅い時間ということでございますが、それについては、保育所が閉所する時間帯が7時とか8時とか様々ですが、それ以降にお迎えに来るお母さん、お父さん方の対応ということですので、その時間に合わせた時間を考えていくということで今進めております。

伊藤委員

受け渡しの職員のことなんですけれども、内容も含めて。資格のある人を配置するのかどうか。

矢口こども課長

保育士を送迎の際にはつけて送迎したいと考えております。

伊藤委員

わかりました。

それとですね、成人保健事業のことなんですけれども、8ページ、9ページにわたって、この健康管理システム修正ということは、マイナンバーの修理ということで、この部分については3,780万円かかるということなんですけれども、失礼しました、378万円かかるということなんですけれども、今、国でいろいろなことを考えているんですけれども、そういうときには、これは本当のマイナンバーの個人の部分だけであるから、新たに費用がかかるということですよ。そこだけちょっと確認させてください。

宮田健康増進課長

今、伊藤委員からありましたように、今回は最初のシステム修正ということで、先ほど部長からも説明いたしましたように、現在あるシステムの個人データのほうにマイナンバーで付番される番号を取り入れて個人データとするという改修でございます。今後は国のほうで予防接種とか健康管理とか、最近そういう話題も出ておりますので、そちらにつきましては、詳細が決まりましたら、またシステム改修を追加して行うような形になります。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

8ページですかね。今の駅前こども送迎ステーションですね。中身は、これは総工事費は幾ら程度予定しているのでしょうか。

矢口こども課長

工事費については約700万円程度を考えております。

油原委員

700万円で200万円の設計委託料というのは一般的にはちょっと考えられないですよ。予算査定とかそういうことを踏まえると、大概工事費の3%、多くたって5%、200万ということは4,000万の工事が、700万の工事で設計料200万というのはいかがなものかな。この辺は実施に当たってね、十分精査していただきたいなというふうに思います。

それから、続いてよろしいでしょうか。

この下のひとり親家庭等学習応援事業です。図書カードの配布、これは県事業ですから、もらえるものは大いにもらったほうがよろしいかと思えますけれども、これは教育委員会との兼ね合いも出てくるんだろうと思えますが。基本的に貧困子供というか、要するにそういう支援、だから、多分ひとり親というのは、要するに準要保護とかそういうのはみんな対象になってくる。準要保護というのは、それなりに教材費とかというのは別に支援していますよね。そんな意味で、根本的に貧困子供をいろいろなところ、世帯を支援していくんだと。学習支援ということに基本的にはなってくるのかなというふうに思うんですけれども、この事業についての、やっぱりきちんとした狙いと、現実的な現場としての効果というのはどの程度、どういうふうにあるのかちょっと教えていただきたい。

矢口こども課長

やはり今、油原委員がおっしゃいましたとおり、ひとり家庭、貧困家庭というか、低所得世帯の家庭のお子さんたちの学習を応援しようということで行う事業でございますので、それによって少しでも勉強して学習能力を上げるというか、お子さんたちに役立てていただきたいという思いで始まる事業、実施される事業でございます。

油原委員

・・的な話の中で、違った施策をしたほうが私はいいと思うんですけれどもね。その辺の考え方、ちょっとお聞かせいただきたい。

足立教育総務課長

図書カードの件ですが、ひとり親家庭というか、教育委員会としては客観的にひとり親、ご両親がそろっているに関係なく収入で基準を設けて、そこで図書カードなり、必要なドリルや、また参考書等を買えるような教材費として就学援助をしておりますので、教育委

員会として最低限の教育を学べる環境は、教育委員会としてはつくっていると思っ
ていません。これは、市としてではなく、教育委員会としては最低限の就学援助として、1年生、
2年生、3年生、また、小学校では1年生から6年生、生活応じた、学年によって金額も
違えて、最低限の教材費は購入することにしております。これはあくまでも教材費です。
これが図書カードといいますと、教材費ではなく、その子が読みたい童話なり何なり買える
ものですから、それは私たちが購入するためにしている就学援助とはちょっと質が違うの
で、一概には言えないというのを前提に今私が申し上げました。

油原委員

私が言いたいのは、基本的には推し進めていくと、これは教育委員会の事業なんだろう
と。これは図書カード云々という話ではなく。要するに貧困の子供たちが、要するにちょっ
と低所とかね、子供たちが、やっぱり今、もう塾も行けないとかの中で格差が出てき
ている。だから、そういう事業としてね、そういうところをフォローしていくというよう
な事業をやっぱり本来なら展開すべきなんだろう。県が黙ってくれますけれども、私、こ
れはばらまきのね、本当に効果はどうなんだろうというふうに。もっと根本的な支援を
やっていくべきなんだと。これは決して反対ではありませんけれども、もらえるものは大
いにもらったらいいんですが。ただ、この事業として受け入れるのではなく、これは民生
サイドの話ですが、最終的には教育というような部分に出てくるんだろうと思いますので、
そんなところを民生の事業だからということではなく、やはり教育委員会として、今後そ
ういう子供たちをどうフォローしていくのか。根本的なことの事業を展開していただきた
いなというふうに思います。

続きまして、いいですか。

スクールライフサポーター配置事業ですね。当市は教育センターで不登校事業、各中学
校等については相談員ですか、さわやか相談員ですね。そんないろんなそういう支援体制
が非常に整っている。そういう事業体制がそれなりに整っている中で、これも県から10分
の10お金がくるんでしょうけれども、県の事業、市の事業になるんでしょうけれども、あ
わせて不登校事業、特にこれは龍ヶ崎小学校でしたかのサポートしていくんだということ
ですけれども、教育センターでのいろんな事業、それから龍ヶ崎小学校の子供たちのフォ
ローもそれなりにそういう不登校事業等もあわせて対応しているわけですから。これは要
するに市が今実施している事業+こういうことをやるのか、それとも今の事業の中で予算
をその中に位置づけをしていくのか。どちらなんでしょうか。

辻井教育センター所長

お答えします。

今ご質問にあった中で、教育センターの中でも相談員を派遣したりという従前の活動の
ほうは今年度も引き続き行っております。今回のスクールライフサポーターの配置につき
ましては、県の委託事業ですので、昨年度までの取り組みにプラスするような形での取り
組みとして、市のほうでは、センターのほうで考えております。

油原委員

これまで例えばそういうお子さんがいた、児童がいた。教育センターとしていろいろと
それをサポートなりフォローしているわけですよ。あわせてまた県の事業としてそこを同
じ人を対象にやっていくんでしょうか。

辻井教育センター所長

これまでの取り組みのほうでは、センターのほうからはさわやか相談員であるとかさわ
やかボランティア相談員とか、そういう相談員を派遣する。あとは、学校からの要望、保
護者からの要望に応じた相談活動を行うということなんですが、今回この県の委託のスク

ールライフサポーターにつきましては、相談員と大きく違うのは、家庭訪問等の支援もできるところにあります。やはり家庭の生活状況なども不登校関係の要因にはなっておりますので、勤務の形態としては1日当たり、半日当たりが基本になるんですが、担任がなかなか家庭訪問に行けないような時間帯であってもサポーターの方に行っていただいたり、時には学校の職員と一緒に授業の時間の中行ったり、朝、昼、放課後と柔軟に対応するような形で取り組んでいただいております。

油原委員

決してこの事業が駄目だとかという話じゃなく、教育センターとして教育相談員が今、家庭云々という話もしました。従来だって家庭とのいろんなやりとりはやってきていると思いますよ。ですから、何か特別そういう子供を対象にやってみたいなあれですけども、従来から教育センターとしては相談員が家庭と連携、学校と連携をしながら不登校児童の解消に向けて努力をされているんだろうというふうに思っておりましたのでね。新たなこういう事業云々というのは、やっぱり受け入れる場所があるのかなというふうに私は考えたんですね。その辺はどうなんでしょうか。

辻井教育センター所長

申しわけありません。質問の最後のころのをちょっともう一度お願いしてよろしいですか。

油原委員

基本的に教育センターは、そういう不登校児童とかに対して相談員なりが学校なり家庭といろいろと連携をしていると対応をしてきたわけですよ、龍ヶ崎は特にね。そういう中で、新たにまた県の事業としてそういう、実質カウンセリングというか、そういうことを受けた人がやるんでしょうけれども。新たにそういうことをやってみようというのは、重複しないでしょうか。今まで教育センターがやってきたことでしょうか。やる仕事があるんですかという。

辻井教育センター所長

これまでも不登校解消に関しては、センターのみならず委員会のほうでも力を入れてきたところなんですが、やっぱり県のほうでも市のほうでも、不登校の子供たちを少しでも解消する、言いかえると、新たな不登校を出さないとか、そういう取り組みをやっているわけなので、従前の取り組みにあわせてさらにそういう方も活用しながら、より不登校の子供の解消であるとか未然防止、さらには、今回の成果を受けて、その成果をほかの学校の取り組みであるとかそういうものにも生かしていきたいというふうに考えておりますので、今までの取り組みにあわせてさらにということで、今回は配置する予定でおります。

杉野委員

今の件なんですが、スクールライフサポーターの件です。これは、継続性というのは今後あるのか、拡充される見込みがあるのか、その辺だけお聞かせください。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

スクールライフサポーターの配置事業につきましては、今のところ今年度、単年度の県からの委託ということで承っておりますので、27年度で単年度で考えております。

杉野委員

単発なんですか。こういう問題は、継続性がないとちょっとどうなのかなという気はし

ますけれども。これは意見です。

辻井教育センター所長

お答えします。

県からの委託ということもあるんですが、やはりスクールライフサポーターを配置しての成果が出てくると思いますので、ぜひその成果を次年度以降のそれぞれの学校であるとかセンターであるとかの取り組みに生かしていきたいなというふうに考えております。

伊藤委員

すみません、今の1点だけ。龍小にいたということなんですけれども、龍小になった理由というか、なぜ龍小なのかということと、全体的に今不登校の状況だけお聞かせください。

辻井教育センター所長

龍ヶ崎小学校に配置された理由につきましては、今年度、県のほうから龍ヶ崎小学校と市内城南中学校不登校解消モデル事業というもののモデル校に指定されました。そういうものもありまして、龍ヶ崎小学校のほうにスクールライフサポーターを配置するというものです。

あと、市内の不登校の状況なんですけれども、率で申しますと、小学校のほうは不登校率0.35%というものが平成26年度になります。その中でも龍ヶ崎小学校はちょっと市内の小学校の中では高い状況にありますので、ぜひ今回その解消ということで配置をしております。

後藤委員

1点だけ。8ページの先ほどから出ているひとり親家庭等学習応援事業の件で。

これは県の事業ということで、県のほうから図書カードを配布してくださいよということと来て、市としては図書カードを配布するだけという、その確認をお願いします。

矢口こども課長

そのとおりでございます。図書カードを配布するよという事業でございます。

後藤委員

ありがとうございます。

そうですね。だから、市のほうの裁量で1,000万予算つけるから、市のほうでひとり親家庭の学習応援事業をやってくださいよという自由度があるわけじゃなくて、もう県のほうから図書カードを配れということなんですので、いたし方ないのかなとは思いますが、今ちょっとお話があったように、図書カード、要するに漫画でも買えるし、親御さんの雑誌でも買えるし、金券ショップに持っていけば9割以上で換金できてしまうというところで、やはり先ほど効果、狙いという点では、まさに貧困の連鎖を断ち切っていくために、そういった子供たちの学習支援。これ少なからず効果はあると思うんですけれども、本当に効果があったのか。やっぱり1,000万も使う事業なんですから、その後の効果の測定、評価というところもしていかなければいけないと思うんですね。具体的にはどういったものを買ったんだと、どういったドリルであるのか、学習に役立つどういった教材を買ったのかというところを、どういうふうに使われたのかというところをしていかないと、まさに先ほど油原委員からあったように、ただのばらまきになってしまうと思うんですけれども、その辺、今回の事業ではどういった事業の評価をしていく、ただ本当にもう図書カードを配って、はい、終わりなのか。その後の効果の測定ということが行われるのか、その点をお聞かせください。

矢口こども課長

図書カードを配布する際に、十分今回の事業につきまして趣旨を伝えていきたいと思っております。

後藤委員

わかりました。

そうですね。県の事業なのでこれ以上は申しませんが、やはり1,000万あるんだったら、もっと学習応援事業、ひとり親家庭の学習応援事業、もうちょっと違った使い道があるんじゃないかなとは、決して反対というわけじゃないですね。少なからず効果はあると思いますので、反対ではないんですけれども、そのような意見を述べておきます。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長

議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

まず今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ931万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億7,931万円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございまして、一番上、国庫支出金につきましては、システム改修の費用につきまして2分の1の国の補助があるということでございます。

その下でございます。

在宅医療・介護連携拠点事業費ということで、これにつきましては、県のほうから10分の10の補助が出るということでございます。そして、繰入金につきましては、先ほどのシステム改修費の2分の1、市負担分の繰り入れでございます。

内容につきましては、歳出のほうで説明をいたします。

まず歳出の介護保険事務費でございます。委託料、介護保険システム修正ということでございます。内容でございますけれども、まず1つ目といたしまして、一定以上の所得者の利用者負担の改正ということでございます。平成27年8月から一定以上の所得のある方に対しましては、サービスを利用したときの負担割合、これが1割から2割になります。また、医療保険制度における現役並み所得者相当の方は、高額介護サービス費の自己負担限度額の上限が月額3万7,200円から4万4,400円に上がります。上がりますことから、負担割合の判定や負担割合証の発行、高額介護サービス費の見直しに伴う修正、これが第1点目でございます。

2つ目といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び予防給付の改正ということでございます。現在の介護予防給付のうち訪問介護サービス、通所介護サービスが新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることに伴いまして、関連するシステムの回収をするものでございます。

3つ目としまして、補足給付の資産勘定などの改正ということで、特別養護老人ホームなどの施設入所等に係る費用のうち、食費及び居住費につきましては、原則本人の自己負担となっておりますけれども、住民税非課税世帯である入所者につきましては、申請に基づきまして補足給付を支給しまして負担の軽減をしております。本年8月からこの補足給付の支給に対します対象者の条件が変わることによりまして改修でございます。

以上が主な内容でございます。

次に、その下でございます。

在宅医療・介護連携事業でございます。これの内容でございますけれども、法改正によりまして、施設療養から在宅療養へと流れが進む中で、市民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療、介護にまたがる様々な支援を提供する必要があり、本事業は在宅医療・介護を切れ目のない仕組みづくりをするために龍ヶ崎市が事業主体となりまして、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなど、他職種協働により地域の特性に応じた包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制を構築するとともに、在宅医療・介護に関する普及啓発を促進することを目的としております。

事業の具体的な内容としましては、地域レベルでの意見交換の場を設定し、他職種協働によるネットワークの改善、強化を図りつつ、在宅医療・介護を支える土台づくりを行うことを目的としております。

具体的な内容でございますけれども、共済費、賃金につきましては、臨時職員1名の雇用分でございます。8番、報償費につきましては、在宅医療・介護連携推進のための懇談会、これを設置しようと思っておりますけれども、その参加者等の謝礼でございます。そのほか13番、委託料でございます。在宅医療・介護連携実態調査ということで、医療とか介護の関係者、そして市民の皆さん、市民の皆さんが2,000人程度、それで医療・介護関係者が300人程度、合計で2,600を対象としましてアンケートを実施していきたいと、こういった費用でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等ありませんか。

伊藤委員

在宅医療・介護連携事業で懇談会を開催するということなんですけれども、これというのはいつぐらいから始めて、大体何回ぐらい行うんでしょうか。あと、また委託料のこの調査なんですけれども、2,600人のアンケートの実施というんですけれども、医療・介護で300人で市民で2,000人で、残り300人というのはどんなところ、このアンケートを実施するのかお伺いいたします。

龍崎健康福祉部長

すみません、ちょっと私の説明が間違っていて、医療と介護それぞれ関係者さんというふうに、すみません。

本谷高齢福祉課長

他職種による懇談会ですけれども、現在第1回目が7月の下旬に予定をしております。全体で6回程度予定しております。

以上です。

伊藤委員

ごめんなさい、そうすると、参加者というか、懇談会のメンバーというのは、何人ぐらいのところやるんですか。もうちょっと詳しく。

本谷高齢福祉課長

懇談会に参加していただく予定になっております職種の方でございますが、医師、それから歯科医師、薬剤師会、介護支援専門員、施設の代表の方、理学療法士などで、おおそ大体30名前後というような予定で考えております。

以上です。

伊藤委員 あと1点です。

システム改修なんですけれども、その前の介護保険事務の、今度、29年度から始まる要支援の1、2の方が今度介護保険から外れてということで、総合事業ですか、市が行う。それは29年度からなんですけれども、早目にシステム改修を行うということなんでしょうか。その理由だけお伺いします。

本谷高齢福祉課長

龍ヶ崎市が介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みますのは平成29年4月ということの予定になっております。しかし、龍ヶ崎市以外のところでこの事業に取り組むという自治体がございます。住所地特例とかの関係で、ほかの市町村で龍ヶ崎市の被保険者が利用するという事も考えられますことから、システムの改修を当市でも行わなければならないということでの改修になっております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号））の所管事項について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長

それでは、報告第3号 平成26年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号）の所管事項につきましてご説明をいたします。

予算書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

2つ目の箱でございます。

国庫支出金、国庫負担金でございます。国民健康保険基盤安定等ということで、これは低所得者に対して保険税の軽減措置をして、それに対する国の支援措置でございますけれども、この額の確定による精算的なものでございます。

その下、2番目、特別障がい者手当等給付金、そしてその下、障がい児施設給付費、これにつきましても、やはり年度末に当たりまして実績のほうが固まり、国庫補助金のほうの額が決まったことによる補正でございます。

荒井教育部長

続きまして、教育費国庫補助金でございます。

中学校費補助金でございますが、これは城西中学校屋内運動場の大規模改修工事の事業費が確定したことによりまして、この学校施設環境改善交付金37万9,000円を減額計上したものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、その下の箱になります。

県支出金、県負担金でございます。

国民健康保険基盤安定等、そして障がい児施設給付費、これにつきましては、先ほどの国庫支出金の確定に連動しましての県の補助金の補正でございます。

荒井教育部長

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

教育費債でございます。

中学校債でございますが、これは先ほどの中学校費補助金と同様に、城西中学校屋内運動場大規模改修工事の事業費が確定したことに伴いまして、中学校施設整備事業債70万円を減額計上したものでございます。

あわせまして、5ページの第3表のほうにありますますが、地方債の補正をしております。限度額の変更、70万円の減額を行っているところでございます。

以上で歳入のほうの説明は終わります。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳出のほうでございます。

11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

2段目です。

国民健康保険事業特別会計繰出金1億4,500万ほど減額になっております。後ほど特別会計のほうでご説明いたしますけれども、国保税の増等によりまして、市の繰り出しが減ったという形でございます。

その下、障害者福祉事業、そしてその下の段になります、障害児施設給付事業、これに

つきましては、いずれも年度末を迎えまして、扶助費の確定による補正でございます。

荒井教育部長

続きまして、教育費です。

13 ページ、14 ページ、そして15、16 ページと続きます。

まず教育総務費、事務局費の積立金でございますが、これは義務教育施設整備基金費に6,000 万円の積立金を計上したものでございます。

そして15、16 ページになります。

中学校費の学校施設整備費でございます。これは、先ほどと同様に事業費の確定により中学校施設整備事業で城西中学校屋内運動場大規模改修工事110 万円を減額したものでございます。確定額は1 億7,162 万2,800 円となっております。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明が終わりました。質疑等ありませんか。

油原委員

これ要望ですけれども、義務教育施設整備基金費6,000 万積み立て。これからというか、もう現在、公共施設でも学校施設が非常に老朽化しておりますので、やっぱりこれは計画的に基金積み立てをする必要があるし、財政サイドにもきちんとそういうことは要望すべきです。駅前改修みたく財政調整基金でやっていくというのは基本的には間違いですから。やっぱり目的基金化をしてきちんとやる。義務教育基金を活用してどこかの学校なら学校を大規模改修をして。そこで足りない云々というのが財政調整基金の中で調整していくというのが本来のやり方ですね。だから、やっぱりきちんとこういう目的基金としてあるんですから、これからの老朽化した学校の改修等踏まえて、計画的にひとつ基金の積み立てをやるように、財政サイドともよく調整をしてください。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

別にないようですので、採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長

報告第4号でございます。平成26年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,364万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,588万3,000円とするものでございます。内容についてご説明をいたします。

4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

歳入のほうでございますけれども、先ほども申し上げました国民健康保険税につきまして、滞納繰越分につきまして、納税課のほうでのご努力によりまして、かなり金額のほう伸びております。こういった歳入がございました。

次に、国庫支出金及び以下の部分につきましては、それぞれ療養給付費と扶助費の年度末で確定に伴いまして補助金、各団体からの交付金等の確定によるものでございます。

ここで中段にあります災害臨時特例補助金につきましては、これにつきましては、東京電力福島第一原発発電所の事故による避難されてきたに対する補助でございます。

そのほか以下につきましては、それぞれの交付額に伴う補正でございます。

次のページ、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計繰入金につきましては、ただいま申し上げました税の増額等によりまして、かなり繰り入れのほうは、1億4,500万ほど減額になっているという形でございます。延滞金につきましても、ご覧のとおりかなり増加しているという状況でございます。

次に、歳出のほうでございます。

8ページ、9ページでございます。

療養給付費につきましては、やはりこれは実績額に基づく補正でございます。高額療養費についても同様でございます。葬祭費につきましても、5件分ですね、実績により増としております。

県の財政調整基金、これにつきましても額の確定によりまして、額のほうは減っているんで、財源内訳のほうで国・県支出金を減らして一般財源で財源調整をしているというものでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。

介護納付金につきましても、同じように県の財政調整交付金の限度額による財源調整でございます。

共同事業拠出金につきましても、国保連からの決定通知による調整といたしますか、確定による補正でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので、採決いたします。報告第4号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。次に、請願の審査に入ります。

平成27年請願第4号 龍ヶ崎市内中学校のエレベーター設置計画策定に関する請願の審査についてです。

事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

糸賀委員長

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

油原委員

現状ですね、参考資料として配付されましたよね。一々読みませんけれども、こういうこの内容が日常的に現実的にあるのかどうか。私は、基本的には龍ヶ崎市というのは支援員等をつけて、非常に障がい者対応というのは非常に先進的に取り組んできたというか、きているんだろというふうに思っております。そういう中で、こういう現状として、参考資料にあるようなことがあるよというようなことの実態ですね。現状というのはどう把握をしているのか。

それから、車椅子と、やはり他校ですね、他の小学校等にも車椅子と、基本的にはエレベーターがあったほうが良いというような、そういうお子さんがいるのかどうかですね。

それからもう1点は、エレベーターを設置するという場合、費用等についてはどのぐらいかかるのか。

この3点についてお伺いいたします。

小貫指導課長

では、お答えいたします。

まず市内小中学校におけます車椅子の対応をしております児童生徒の状況でございますが、小学校に2名、中学校に1名在籍しております。この3名につきましては、支援員のほうも配置をさせていただいております。

また、このほかに中学校では車椅子で登下校している、車椅子といってもバギーのような形状のものでございますが、車椅子を使って登下校をしている生徒が1名おります。こちらのほうは、支援員のほうは配置されず、登下校につきましては保護者の方が対応しているという状況でございます。

小学生につきましては、4年生が1名、5年生が1名でございます。馴柴小学校に4年生1名、城内小学校に5年生1名在籍しております。

続きまして、中学校における生活状況ということでのご質問であったかと思いますが、そちらにつきましてご説明をさせていただきます。

対象となっている生徒につきましては、本市の小学校に在籍当初より、学校、保護者、教育委員会担当者のほうでサポート会議を開きまして、支援の方向性というのを確認しながら対応を進めてきているところでございます。当初より保護者の方から、本人のできることは教員、または周りの大人のほうが見守る姿勢で対応していただきたいという希望をいただいております。それに沿って今まで継続的に支援を進めてきたところでございます。

途中、本人の状況の確認、本人や保護者の思いを尊重しながら、在籍の途中で支援員を配置いたしました。また、小学校段階で階段昇降機の使用も始めましたので、その準備等も進めてまいりました。

中学校入学に当たりましては、本人、保護者、教育委員会担当者で複数の学校の説明会に参加したり見学を行い、最終的には本人と保護者の希望で市内中学校の進学を決定したという経緯がございます。また、その市内中学校の進学に当たりましては、トイレの改修でありましたり、スロープ等をつける等の段差の解消と中学校における階段昇降機の準備

等を進めてまいったところでございます。

中学校入学後につきましては、定期的にサポート会議を開いております。大体おおむね平均しますと一月に1回程度開催という形で進めております。内容といたしましては、日常生活、授業、給食、配慮事項、行事、その他の6項目につきまして、学校側、管理職といたしまして教頭、学年主任、担任、養護教諭、そして保護者と担当の支援員、教育委員会担当者のほうで、本人にとって必要な支援と安心して学校生活を送れる支援というのを本人や保護者の思いを踏まえたり、それぞれの家庭、学校での生活状況等の情報を共有しながら、そういうような支援につきまして確認いたしまして、継続的に支援に当たっているところでございます。

支援に対して保護者の方からは感謝の言葉をいただいております、非常に学校の活動等にも協力をいただいております。また、本人につきましては、安定した学校生活を送っております、現在進学を目指して頑張っているところでございます。

以上でございます。

足立教育総務課長

3つ目のご質問で、エレベーター設置の金額なんですけど、こちらは学校によって、また地盤によって非常に難しい、一律に言えないケースがあります。例えば10人家族の家を建てる場合、幾らかというようなくらい難しいということがありますので、まず近隣市町村で同じような外づけの3階のエレベーターをつけた場合には約4,000万ということで聞いております。そしてさらに、こういう請願がございましたので、見積もりをとって見ました。城西中学校へ外づけの3階のエレベーターということで、一部上場の一流の企業なんですけど、見積もりをとって見ましたところ、建築工事費、電気工事費、機械設備工事費、工事費が約2,000万です。日立の製品なんですけど、11人乗りのエレベーター本体で約2,100万ということでしたので、見積もりですので、それにコンマ7掛けをしております。それを採用しまして、共通仮設費、一般管理費等含めまして合計約4,900万ということになっております。こちらは必要最小限の11人乗り、新バリアフリー法で11人乗りということでございます。

比較していただきますと、龍ヶ崎市役所のエレベーターは13人乗りです。馴染小学校は15人乗りを採用しております。かなり、一回り、二回り小さくなるのですが、最低限11人乗りのエレベーターで4,900万。

ただ、これは地盤改良も簡単なものが含まれているのですが、城西中学校は30メートルから40メートルの支持杭を打っております。外づけとなりますと、そういうのが必要となると、また別途かかるようになってしまいます。

それと、つけ加えますと、製品にコンマ7掛けはしたんですが、これは通常今までどおり7なんですけど、今は建築資材も高騰して、7というのは現実的じゃないのかなというような感想です。

以上です。

油原委員

ありがとうございました。

基本的にこの参考資料として出ている実態ですね。そういった十分対応して問題なくやってきておりますよということなんだろうというふうに思います。基本的に私は、これからの施設というのはもうエレベーター設置というのは当然なんだろうと。もう2階建てでつづけるべきだろうというふうに思っております。

当市の場合なんていうのは、馴染小学校、総合体育館も2階建てですけども、ありますよね。これからの施設というのは必要性というのは、エレベーターも必置なんだろうというふうに思っております。

今回の請願の内容について、基本的にはエレベーターは計画的に設置をしていくべきだ

ろうというふうに思っております。ただ、ご案内があったように、馴柴小学校から城西中ですね。城内小だとか城内中学校、これ、城内小の子供さんのほうが1年上のような気がしますけれども、トータル的に、やはり全中学校につけるのか、それとも幾つかの中学校につけて、そういうお子さんがそこに通っていただくのかとか、総合的にですね、地域で勉強したいというようなこともあるんだらうとは思いますが、エレベーターを設置をする、計画的にやっていくというようなことを教育委員会サイドで十分教育的な配慮をしながら計画をしていただきたいと思いますというふうに思います。

非常に費用的にもかかるということでもありますけれども、そんなに大きいお金だとは思いませんのでね。一気に全部をつけるということではなく、大規模改修時につけていくのか、それとも、1つの中学校で、そこで皆さんに、そういう方々に教育をしていくのか。この辺は十分教育委員会の中で研究をしながら、エレベーター設置については、この請願については私は賛成ですけれどもね。そんな形の中で十分検討していただきたい。

以上です。

杉野委員

私もこの請願文書を読みますと、やはり隣接の取手ではもう既に外づけエレベーター設置というふうに書かれています。あとは、見過ごしがちなのが、やはり利用する方で、この請願の文中にも書かれているように、自分でできるという自信を少しずつ削られているように思えて仕方ありませんという言葉がね、結構何ていうんですか、ある意味じゃ見落としがちなのかなというふうに感じました。

それで、実際には試行ということで、龍ヶ崎中学校の中の1校だけでも費用の低く抑えられる場所等も考えてですね、ぜひ進めていただきたいなど。

先ほど修正の中にもありましたように、基金積み立てとかね、そういったことも踏まえて、やり方としては、リースなんかも考えられるんじゃないのかなということで、そういったことも含めて進めていただきたいということで、私はこの請願について賛成いたします。

伊藤委員

現在、馴柴小学校でエレベーターがあつてよかったなというふうに私もこの文章を見て思いました。

それで、次、中学校に行くときにエレベーターがないということでは非常に心配されていることなんだろうと思うんですね。やはり市長は、子育て日本一というところでは、障がいがあつてもなくても、教育環境はきちんと整えるということが私は基本だと思うんですね。障害福祉計画の第1節の中で、その趣旨として、やはり障害の有無にかかわらず、全ての人々が人格と個性を尊重し支え合うことで、地域における自立した生活と社会活動を促進して、ともに生活できるような共生社会の実現を目指す、そういうふうになっているわけですから、やはりこの請願書のとおり、私はこの子が今4年生ということなわけですから、中学校へ行くときにはきちんとエレベーターの設置ができるようお願いをしたいと思えますし、現にこれからもこういう状況を持っている子も出てくると思うんですね。そのときはきちんと対応できるようにしてほしいなというふうに思っていますので、この請願はぜひ、私は賛成いたします。

大野委員

私も賛成いたします。

そこで、ちょっと教育委員会にお尋ねしたいのは、龍ヶ崎に全然エレベーターがないんでしたらわかるんですけども、馴柴小学校に設置されていると。当然中学校にとっても考えるわけなんですけど、そういった計画が全くなかったのかどうかをちょっとお伺いしたいと思えます。

足立教育総務課長

中学校にはございませんでした。というのは、まず前提で新築する中学校がありません。城西中学校の大規模改修工事、建築確認を要さない、まず第一に考えたのが老朽化する配管や配線、壁、建物、それを補強する工事を考えておりました。各階に身体障がい者用のトイレは設置いたしたわけですが、そのほかの学校は、まず大規模改修工事、老朽化した施設も改修できないような状況にあります。ほかの学校で計画があるかないかというふうにご質問でしたら、それはありませんでした。

大野委員

当然、やはり小学校にエレベーターを設置する、当然バリアフリーという一つの一環として多分なつたかと思うんですけども、その時点で、先ほどの今、中学校はございません、設置している学校はございません。そしてまた計画もありませんでしたというのも、それが本音であろうと思うんですけども、やはり設置をした段階で今後どうするかということは、どういう際にエレベーター設置をしたのがいいかということをお考えのべきだと思っておりますよ、お願いが出るまでもなくね。

そういった意味で、ひとつ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上です。

足立教育総務課長

エレベーターがないということで、ないからつくらない、何もしないという、もちろんそういう考えではございません。まずしなくてはいけないこと、すぐしなければいけないことは、先ほど指導課長が申しあげましたように、5年生に、城ノ内小学校にいるということで、再来年、ぜひ城ノ内小学校は城ノ内中学校に通っていただきたいというふうに思っております。どういうふうにするか、すぐに設計を頼んで、エレベーターというのは現実的に物理的にちょっと無理ということで、階段昇降機のほうを考えております。現在中学校でも使っておるんですが、それではなく、新しいのを、年々進歩しておりますので、そういう階段昇降機を使って、ぜひ城ノ内中学校に進学していただきたい。

これ買うといいましても、もちろん予算を立てまして、財政当局の予算計上されて、こういう場で、議会、委員会で議決を得た後、もちろん買うべきものなんですが、そういう考えはしております。

また、昇降機を買えばいいという問題じゃないと思います。生活するに当たっては段差もいろいろあると思います。そういうスロープも必要だと思います。そういうのを来年の、今考えても遅いので、予算要求時期の前に、学校の先生、保護者の方、そして今ついている支援員さんのお話を聞きながら、どういう環境にすれば城ノ内中学校に通えるようになるのか、そういうものを検討をし始めています。もう連絡はとってやっております。まず5年生にいる子のことを考えて、そして今回があります4年生のことも考えて、どのようにしたら実際城西中学校に通っていただけるのか、最前を尽くすように努力はして、考えていきたいと考えております。

大野委員

もう一言言わせてください。

さっきの前向きにということですが、実現するよう検討していただきたいと思っております。

後藤委員

まず教育委員会にお聞きしたいんですけども、階段昇降機というものの設置の費用というのはどれぐらいになるのかという点と、あと、参考資料にあるんですけども、ハンディキャップをお持ちのお子さんが1日当たり5回以上、垂直移動の回数があるということなんですけれども、実態として毎日これぐらい、垂直移動の回数というのは行わなけれ

ばいけないのかと、あとは、例えば教室の配置とかですね。極力こういった、自分で言っていて難しいと思うんですけども、教室の配置なんかでこの垂直移動の回数、これはできるだけ少なくするようなことというのはできないんでしょうか。

足立教育総務課長

もちろんそれは可能だと思いますが、やはり中学校に関して言いましたら、特別教室があります、図書館、理科室、音楽室、これを全て1階に持ってくるというのは、工夫だけでは解決しない問題だと思っております。そういうのは垂直移動が必要だと思います。

階段昇降機と一言申し上げても、あ、ああいうものかというのはいびんと来ない場合もありますので、委員長のもしお許しを得れば、パンフレットというか、写真をきょうお持ちしましたので、コピーですとわかりづらいので、こういうものというものをお持ちしましたので、よろしいでしょうか。費用的には、カタログ価格なんですけど、いろんなタイプがあります。100万円から200万円ぐらいのものでございます。

後藤委員

金額としては、やはりエレベーターの設置よりはかなり安くなるということで、お話をお聞きしていると、階段昇降機で対応していこうという方針なのかなともちょっと聞こえたんですけども、やはり私も請願文、そして参考資料を見て思ったのが、先ほど杉野委員からもございましたように、階段昇降機を使って介助をしていただいている場合に、お願いします、ありがとうございますを日々繰り返し、それで自信を少しずつ削られている。またですね、介助者の時間を束縛することにちゅうちょして、結果、昇降機があるにもかかわらずみずからで行っていく。こういった身体的なハンディキャップがある上にこういった様々な場面で、日常です、毎日、心理的な負担をかけてしまうことになってしまっている。やはりこういったことはなくしていかないといけないだろうと思うんですね。

ですから、やはり私もですね、全部、油原委員からあったように、今後としては全部のこういった施設につけていくべきものだと思いますが、段階的にですね、こういった大規模改修のときに、小学校には馴染1校あるわけですから、最低でも中学に1つつけていただく。それぞれ進学したい中学校、希望はあると思うんですけども、そういった、まずは1校つけて、基本的にはそこに行っていただくような形を早急にとって、やはりこういった心理的な負担を感じさせることなく、できるだけ健全な方と一緒にしっかりとした環境で勉強できるようなことをしっかりとして龍ヶ崎市では整えていただきたいと思っております。

ですから、私はこの請願を採択とさせていただきますと思います。

足立教育総務課長

教育委員会の方針といいますか、中長期的な方針といえば、エレベーターは、私は各校に1台あったほうが良いと思います。中学校に1台となると、小学校で6年間通った子が、6年間そこで友達関係とか先生と友好関係を築き上げてきたわけですね。それで、中学校に1校だけ、あそこにエレベーターがあるから、指定校じゃないところに行くというのは、それは大人の都合で、個人にとってみれば寂しいこと、苦しいことだと思います。

教育委員会の方針というか、中長期的な思いは、各校に1台あったほうが私はいいと思っています。ただ、各校に1台、来年、再来年、はっきりいつてできません。ということは私たちは今何ができるのか。その子にとって6年間通った小学校の友達と同じような中学校へ通えるのには、今何ができるのかというのは、先ほど申し上げましたように、階段昇降機、エレベーターに比べれば、それは遅いかも知れませんが、ゆっくりゆっくり歩いていきます。介助員と交通整理する先生が2人ついたほうが安全です。比較になりません。ただ、できることを今やらないと、その子は、今5年生の子は城ノ内中学校に通えなくなってしまうということがあるので、そういうことを申し上げました。

中長期的な方針は、油原委員おっしゃったように、1台、2台、3台、4台、全ての学

校にあるのが理想だと思っています。

以上です。

後藤委員

わかりました。

中長期では、やはり各校に1台、そういった思いを持っていらっしゃるということで、もう当然そうやっていただくべきだと思います。

ですが、今お話があったように、馴染で4年生。もう短期的にですね、こういったお子様が実際にいらっしゃるんですから、短期的に、もう市内に1校だけはエレベーターをつけていくべきだということで私はお話をさせていただいております。

ということで、やはり請願には採択ですし、そういった方向もしっかりと教育委員会のほうで検討していきたいと思っています。

以上です。

足立教育総務課長

わかりました。

あと、愛宕中学校に、昇降機じゃないんですけれども、レールでリフトごと上がるようなものがあるんですが、当時は平成9年か、もう古い、たつと思うんですが、当時はエレベーターという議論もあったと思うんですが、どうしてもつけられないということで、階段にレールをつけて車椅子ごと登れるようなものをつけた経過というのがあります。すみません。

伊藤委員

将来的にはね、それに今、子供の生活環境を壊さないためにも、各学校にエレベーターは必要だとおっしゃっているんですから、そのことをもう早くやってほしいと私は思います。そのことが一人一人の子供にとっての教育環境を守ることだというふうに思っていますので、ぜひこの請願を私は採択したいと思っていますし、現実にそういう子供がいるわけですから、ぜひ実行してほしいというふうに思います。

市長は、もうとにかく子育て日本一と言っているわけですから、それは障がいがある子、ない子、全ての子に通じることだと思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

札幌委員

今お子さんの環境を変えないようにということで、それを一番に考えたいというふうな意見をお聞きしましたので、もう全面的に私は賛成をしようかなと思います。

ただ、施行に当たって、もうこの一応、城西中でつけるということは、方向でということで、決定でよろしいのでしょうか。

そうですか。でしたら、全面的に採択です。

久米原委員

私も全面的に賛成です。ぜひ前向きにしっかり考えていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

糸賀委員長

よろしいですかね。

それでは、お諮りいたします。平成27年請願第4号 龍ヶ崎市内中学校のエレベーター設置計画策定に関する請願につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、平成27年請願第4号は採択とすることに決しました。続きまして、平成27年請願第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願の審査についてです。事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

糸賀委員長

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

まさに年金の資金をリスクの高い株式とかそんなところに運用するのは、私は反対です。こういうリスク性の高いものに動かして行って、果たしてそのときの損失が出たときに本当にどうするのか。私たちの年金がどうになってしまうのかという不安は本当に大きいと思うんですね。そういった点では、きちっとこのとおり、やっぱり意見を上げてほしいというふうに思います。この請願には賛成します。

後藤委員

まさにこの請願趣旨に書いてあることどおりなんですけど、まず保険者の、お金を出している人たちの意見を反映できない中でこういったリスク性資産に手を出すべきではないですし、GPIFの内容なんか見ますと、やっぱりこういったリスク性資産の運用の専門家ではないんだろうと。また、最後にも書いていますが、運用を失敗したときですよ、リスク資産。これの責任をとる。こういった体制ができていない。責任をとるといったって、数千兆円規模、こんなもの責任とれるわけじゃないですよ。

ということで考えれば、やはりこういったものに対してリスク性資産に割合を高めるべきではないと考えますので、この請願には採択ということでお願いしたいと思います。

杉野委員

請願事項の2番目の、やはり責任の所在を明確にすること。これは非常に難しいのかなと。当たり前といえば当たり前なんですけど、一番いいのは厚生労働大臣が担保を差し入れて、そういうことは不可能ですから。極めてリスクにはしっかりと対応できるような仕組みを構築してほしいなど、このとおり、この請願については当たりのことだというふうに考えております。賛成します。

札幌委員

極めて内容は当たりのことだと思います。ただ、この当たり前のようには書かれているんですけども、そもそも前提がですね、今の年金の運営がおかしくなることが前提になっているように私には思えてならないんですね。そうならないように国は動いておりますし、今、確かに株式等に投資するのはリスク等もありますけれども、国の運営からしまして、その危険、負担を分担して運用することは、これは金融界では当然のことでもありますので。安定時には国債中心に当然運用もしますし、成長期にはこういう株式投資も当然やるべきです。でないと、年金の運用自体がですね、これから高齢者の年金がたくさんふえていくときに、ここにも書いてあるように、未納の年金率が高くなっているときに、そもそも今の基金時点でも破綻はしてしまいますので。これは運用自体、確かにこういった

機構をですね、日本特有の非常にすばらしい機構だと思いますので、皆さんで守っていかないといけないことなんですけれども、ことさらに今この時期に、僕はこれを請願として市で出すのがどうなのかなというふうに、僕は少し疑問を感じます。

伊藤委員

厚生労働省でさえ、年金制度の運営の安定に貢献することがこのGPIFの最大の使命だと言っているわけですよ。そう言っている中で、どうして危険のリスクの高いものを運用するのかという点については、私はやはり疑問に思います。採択です。

油原委員

この請願の趣旨、札野さんも当たり前の話ですね。本来、労働者から積み立てた年金。基本的には、これはもう確実にその運用をすべきですよ。やっぱり私は、株式云々というふうな話の中で、そこに、も投資もできるよということですけども、じゃ、そのときの責任所在はどこにあるんだよということですよ。従来から年金機構のいろんな施設をつくって破綻をして、その金はどこから出ているんですよという話。皆さんからの年金ですが、それをそういう形で運用している。破綻しまして、そのお金はといたら、何ら追求されていない。やっぱりここに自分のあれを投資してやっていくんだというんならわかりますけれども、労働者から集めた年金というものは、基本的には確実性というものを持って運用すべきなんだろうというふうに思いますので、基本的にはこの請願については採択すべきだというふうに思います。

大野委員

議員の信頼性が大分損なわれている、そういうふうな状況の中で、改革すべきは内部の話だろうと思いますし、こういったリスク性資産を割合を高めるのが、こういった改革ではないと私は思いますので、この請願の趣旨どおり、請願事項のとおり採択することを望みます。

久米原委員

やっぱり国の取り組みで年金が毀損してしまうというのはよくないことではあります。でも、そういうことがないように公明党がしっかり取り組んでおりますので、ちょっとこの文面の中で納得がいかない部分もありますので、今回は不採択をさせていただきます。

糸賀委員長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。平成27年請願第5号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願」につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、平成27年請願第5号は採択とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。